

明星通信 よくある修得パターン

教育職員免許法第6条別表第8 (中学校⇒小学校)

憧れていた
先生は
いましたか？

明星通信で教員になる。



教育職員免許法第6条別表第8を適用して 教員免許状を取得する

<注意>

本資料は、教育職員免許法第6条を適用し免許状取得を目指す方が本学で単位修得をする場合に、一般的に修得が必要とされる科目（単位）を示したものです。

- ・ 教育職員免許法第6条の適用可否は、本学で判断することはできません。必ず免許状申請先または勤務先の都道府県教育委員会に確認を行ってください。
- ・ 免許申請先の都道府県により修得が必要な科目（単位）が異なる場合があります。教育職員免許法第6条の適用可否と併せ、修得すべき科目（単位）の内訳等の詳細についても確認・履修相談を行ったうえで出願してください。都道府県教育委員会に確認をせずに本資料の通りに単位修得をした場合でも、教員免許状の取得を保証するものではありません。

■別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合

中学校教諭免許状を基礎免許状として、小学校教諭2種免許状を取得

別表第8

| 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 第4欄 |
|-----------------------|---------------------------|--|--------------------------------------|
| 所要資格 受けようとする免許状の種類 | 有することを必要とする学校の免許状 | 第2欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第1欄に定める免許状に係る学校(これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。)における主幹教諭等(主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数 | 第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数 |
| 幼稚園教諭2種免許状 | 小学校教諭普通免許状 | 3 | 6 |
| 小学校教諭2種免許状 | 幼稚園教諭普通免許状 中学校教諭普通免許状 | 3 3 | 13 12 |
| 中学校教諭2種免許状 | 小学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状 | 3 3 | 14 9 |
| 高等学校教諭1種免許状 | 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。) | 3 | 12 |

希望する免許校種（第1欄）に隣接した校種の免許状（第2欄）を所持している方が対象となります。

免許状の取得には、定められた勤務経験（第3欄）および単位数（第4欄）の修得が必要です。

※この法令を利用して取得できるのは2種免許状のみです。

[教育職員免許法施行規則第18条の2]

免許法別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 受けようとする免許状の種類 | 有することを必要とする学校の免許状 | 最低修得単位数 | | | | | | 大学が独自に設定する科目 |
|---------------|---------------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------------------------|---|--|--------------|
| | | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 保育内容の指導法に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | | | |
| 幼稚園教諭2種免許状 | 小学校教諭普通免許状 | | 6 | | | | | |
| 小学校教諭2種免許状 | 幼稚園教諭普通免許状 中学校教諭普通免許状 | | 10 | 1 | | 2 | | |
| 中学校教諭2種免許状 | 小学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状 | 10 | 2 | | | 2 | | |
| 高等学校教諭1種免許状 | 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。) | | 2 | | | 2 | | 4 |
| | | | | | | | | 8 |

※『2025年度大学案内・学生募集要項』P140~147より抜粋

法定では

- ①「各教科の指導法に関する科目」より10単位
- ②「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3区分を満たすように2単位

合計12単位の修得が定められています。

※この他、備考に注意事項あり

■別表第8に基づき、本学で必要単位を修得する場合 中学校教諭免許状を基礎免許状として、小学校教諭2種免許状を取得

【小学校教諭免許状】

別表第8

| 教育職員免許法施行規則に定める科目区分等 | | 科目コード | 本学開講科目名 | 単位 | 受講方法 | スクーリング費用 |
|-------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|----|--------|-----------|
| 科目区分 | 各科目に含めなければならない事項 | | | | | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 国語(書写を含む。) | PB2112 | 初等国語科教育法(書写を含む) | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 社会 | PB2120 | 初等社会科教育法 | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 算数 | PB2130 | 初等算数科教育法 | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 理科 | PB2140 | 初等理科教育法 | 2 | RT | |
| | 生活 | PB2150 | 初等生活科教育法 | 2 | RT | |
| | 音楽 | PB3030 | 初等音楽科教育法 | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 図画工作 | PB3040 | 初等図画工作科教育法 | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 家庭 | PB3050 | 初等家庭科教育法 | 2 | RT | |
| | 体育 | PB3060 | 初等体育科教育法 | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 外国語 | PB2155 | 初等英語科教育法 | 2 | RT | |
| 道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道德の理論及び方法 | PA2110 | 道德の理論と実践 ^{※1} | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 生徒指導の理論及び方法 | PA3130 | 生徒指導・進路指導 ^{※2} | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | PA3140 | 教育相談の基礎と方法 ^{※3} | 2 | RTorSR | (¥11,000) |
| | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | | | | | |

※1 幼稚園教諭免許状所持者が小学校教諭免許状を取得する場合に必要です。

※2 免許法施行規則に定める科目区分「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」をすべて満たすよう都道府県教育委員会より指導を受けた場合は、「生徒指導・進路指導(PA3130)」「教育相談の基礎と方法(PA3140)」の2科目を登録してください。

【備考】

(前略)各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。)についてそれぞれ2単位以上を、(中略)修得するものとする。

① 「初等●●科教育法」より 5科目10単位選択

注意

左下の【備考】に記載の通り、中学校を基礎免許とする方は「初等●●科教育法」からご自身が所持する免許状に相当する教科の指導法を除いて修得する必要があります。

(例: 中学校(数学)を基礎免許とする方は「初等算数科教育法」以外から5科目10単位の修得が必要)

② 「生徒指導・進路指導」「教育相談の基礎と方法」 2科目4単位の修得が必須

※③「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」の3区分について、**法定では2単位のところ、本学では2科目4単位**の修得が必要です。

**法定では12単位のところ、本学では
7科目14単位**の修得が必要です。